

野辺地町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の 人件費率
令和3年度	人 12,646	千円 7,417,236	千円 392,728	千円 1,027,336	% 13.9	% 13.8

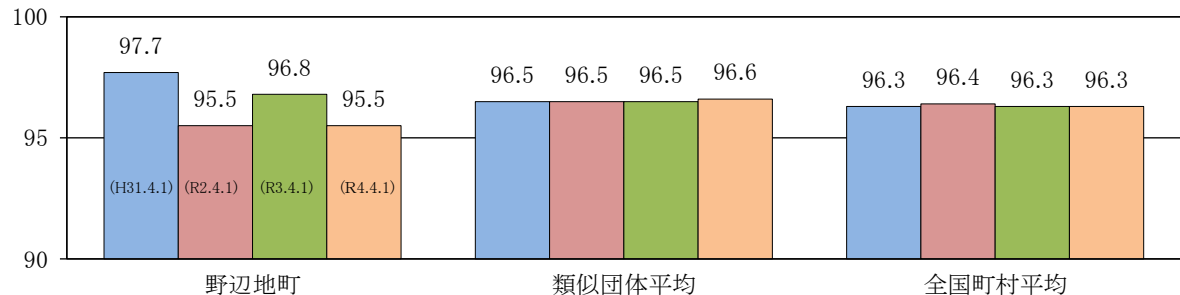
8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 114	千円 417,726	千円 42,722	千円 150,827	千円 611,275	千円 5,362	千円 5,647

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引き下げ。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当支給対象地域外のため省略

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日）。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野辺地町	37.8歳	281,100円	295,850円	313,297円
青森県	42.6歳	310,000円	386,343円	338,694円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.6歳	305,574円	356,814円	331,124円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
野辺地町	51.1歳	8人	321,900円	331,525円	339,025円	—	—	—	—
うち用務員	56.0歳	5人	348,100円	360,920円	369,720円	他に分類されな い運搬・清掃・ 包装等従事者	49.1歳	236,600円	1.53
	うち運転手	42.8歳	3人	278,300円	282,633円				
青森県	52.8歳	238人	302,300円	—	343,378円	—	—	—	—
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	5人	290,307円	314,270円	300,377円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
野辺地町	—	—	—
うち用務員	5,800,300円	3,187,900円	1.82
うち運転手	4,695,900円	2,707,000円	1.73

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和元年度～令和3年度の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		野辺地町	青森県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	147,900円	—
	中学卒	136,100円	136,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上 20年未満	経験年数 20年以上 30年未満	経験年数 30年以上
一般行政職	大学卒	273,215円	*	*
	高校卒	*	345,800円	392,290円
技能労務職	大学卒	—	*	—
	高校卒	*	*	356,633円
	中学卒	—	—	*

(注) 個人情報保護の観点から対象となる職員数が3人以下の場合は「*」としている。

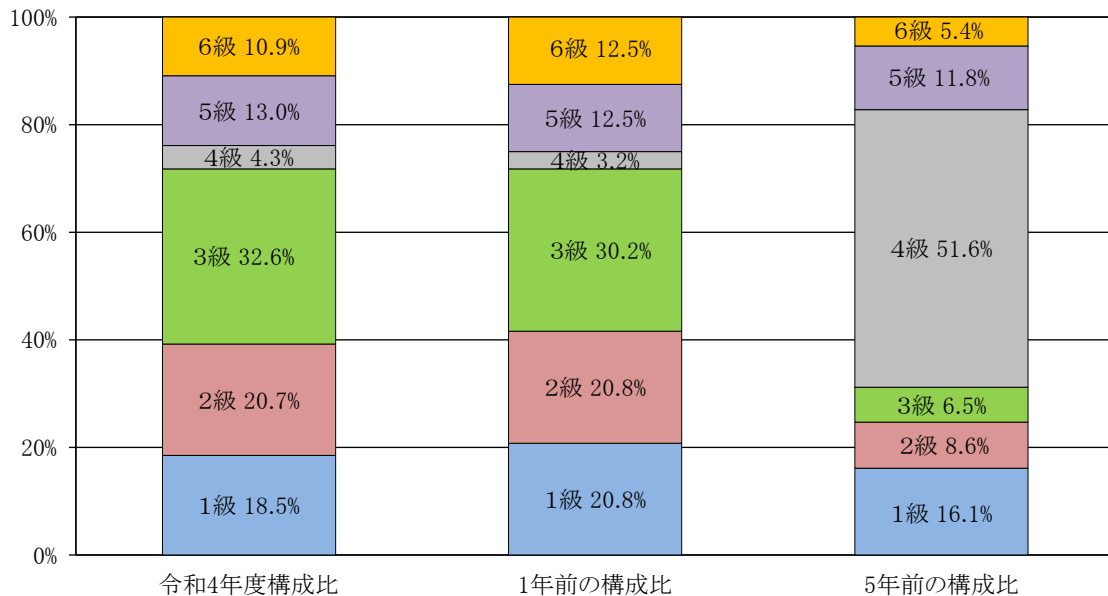
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	17人	18.5%	146,100円	247,600円
2級	主査	19人	20.7%	195,500円	304,200円
3級	主幹、総括主査	30人	32.6%	231,500円	350,000円
4級	総括主幹	4人	4.3%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐	12人	13.0%	289,700円	393,000円
6級	課長、事務局長	10人	10.9%	319,200円	410,200円

(注) 1 野辺地町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年度から、課長職は5・6級を6級に、課長補佐職は4級を5級に変更している。

(2) 昇給への人事評価の活用状況（野辺地町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					○
標準の区分のみ（一律）		/		/	
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野辺地町	青森県	国
一人当たり平均支給額 (令和3年度) 1,303千円	一人当たり平均支給額 (令和3年度) 1,572千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.80月分 (1.35)月分 (0.85)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.80月分 (1.35)月分 (0.85)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（野辺地町）

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					○
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		/		/	
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

野辺地町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (1%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	無)				
一人当たり平均支給額	13,852千円				

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。また、自己都合又は応募認定・定年による退職手当受給者が3人以下のため、退職事由にかかわらず全退職手当受給者の平均支給額を記載している。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）・・・支給対象者なし

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		10千円		
支給職員一人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		3,467円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		2.24%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	一般職	防疫作業	－千円	従事した日、日額1,000円
死体処理手当	一般職	死体処理作業	－千円	1体につき1,000円
犬又は猫等の死骸処理手当	一般職	死骸処理作業	10千円	1体につき200円

(注) 町税事務手当は、令和3年3月31日で廃止となっている。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	18,773千円
職員一人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	159千円
支給実績（令和2年度決算）	14,466千円
職員一人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	134千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 6,500円	同	—	9,259千円	171,463円
	子 10,000円				
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額 5,000円				
住居手当	借家、間借 限度額27,000円	同	—	6,923千円	288,458円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 限度額70,000円	異	支給額	3,081千円	81,079円
	交通用具利用者 2,000円 ～31,600円				
管理職員 特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により休日等に勤務した場合に支給 2,000円～9,000円	異	支給区分 支給額	77千円	5,923円
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100	同	—	965千円	26,806円
管理職手当	管理職にある者に支給 ※減額措置(1/2)を実施 24,000円～51,900円	異	支給区分 支給額	5,999千円	374,938円
寒冷地手当	世帯主で扶養親族あり 17,800円	同	—	6,993千円	57,793円
	世帯主で扶養親族なし 10,200円				
	その他の職員 7,360円				

5 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	550,000円 (763,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000円 / 513,100円	
	副町長	476,000円 (596,000円)	680,000円 / 476,000円	
報酬	議長	240,000円 (267,000円)	408,000円 / 218,000円	
	副議長	206,000円 (229,000円)	340,000円 / 174,000円	
	議員	199,000円 (221,000円)	320,000円 / 156,000円	
期末手当	町長 副町長	(令和3年度支給割合) 3.15月分		
	議長 副議長 議員	(令和3年度支給割合) 3.15月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当)	(支給時期)
	町長	給料月額×月数×45.5/100	1,666万円	任期毎
	副町長	給料月額×月数×26.5/100	758万円	任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

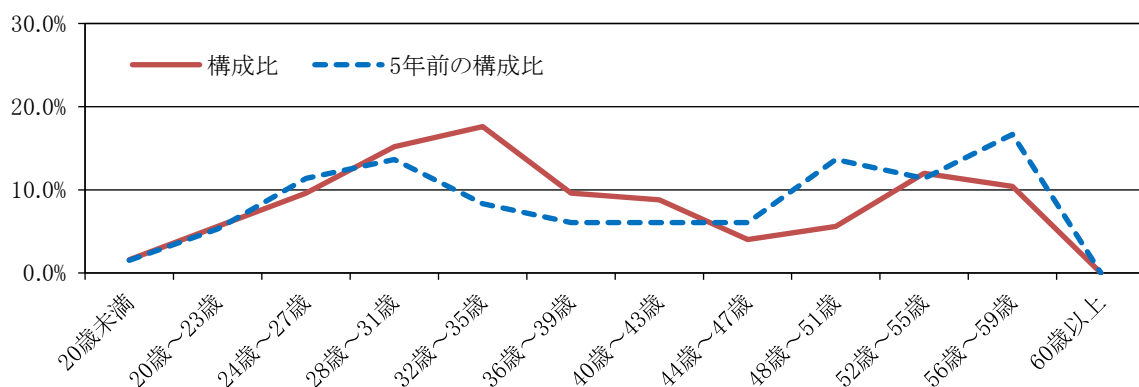
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	40	37	▲3	組織・機構改革及び人事異動による減
		税 務	8	8	0	
		農林水産	5	5	0	
		商 工	3	4	1	人事異動による減
		土 木	11	10	▲1	人事異動による減
		民 生	9	9	0	
		衛 生	12	12	0	
	計	90	87	▲3	(参考) 人口1万人当たりの職員数 67.49人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 87.57人)	
	教育部門	24	23	▲1	人事異動による減	
	消防部門	0	0	0		
小 計	114	110	▲4	(参考) 人口1万人当たりの職員数 85.33人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 105.76人)		
公営企業等	水 道	5	5	0		
	そ の 他	11	10	▲1	人事異動による減	
	小 計	16	15	▲1		
合 計			130 [140]	125 [140]	▲5	(参考) 人口1万人当たりの職員数 96.97人

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	2	7	12	19	22	12	11	5	7	15	13	0	125

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	93	96	97	93	90	87	▲6 (▲6.9%)
教育	23	24	24	24	24	23	0 (0%)
普通会計	116	120	121	117	114	110	▲6 (▲5.5%)
公営企業等会計	15	17	17	18	16	15	0 (0%)
総合計	131	137	138	135	130	125	▲6 (▲4.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数（教育長を除く）。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)令和2年度の総費 用に占める職員給与費 比率
令和3 年度	220,683千円	34,656千円	36,270千円	16.4%	14.7%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3 年度	6	19,616千円	2,447千円	6,795千円	28,858千円	4,810千円	6,028千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

一般行政職に準じて管理職手当の減額を実施している。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
野辺地町水道事業	41.0歳	293,420円	429,489円
市町村平均（水道事業）	45.5歳	335,492円	501,390円

(注) 平均月収には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

野辺地町水道事業		市町村平均（水道事業）	
一人当たり平均支給額(令和3年度) 1,272千円		一人当たり平均支給額(令和3年度) 1,457千円	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.80月分	—月分	—月分
(1.35)月分	(0.85)月分	—月分	—月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による 加算措置		職制上の段階、職務の級等による 加算措置	
役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

野辺地町水道事業			市町村平均（水道事業）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (1%~45%加算)		応募認定・定年		
（退職時特別昇給	無)		（退職時特別昇給)		
一人当たり平均支給額	— 千円	* 千円	一人当たり平均支給額	— 千円	16,310 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。ただし、全退職手当受給者が1人であり、かつ過去の2~3年の退職者を合算しても1人となるため、個人情報保護の観点から「*」としている。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）・・・支給対象者なし

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			— 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）			— %	
手当の種類（手当数）			—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

（注） 水道料金収納事務手当は、令和3年3月31日で廃止となっている。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	1,034 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	207 千円
支給実績（令和2年度決算）	574 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	115 千円

（注） 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。
2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 6,500円	同	—	360千円	72千円
	子 10,000円				
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額 5,000円				
住居手当	借家、間借 限度額27,000円	同	—	—	—
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 限度額70,000円	異	支給額	98千円	17千円
	交通用具利用者 2,000円 ～31,600円				
管理職員 特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により休日等に勤務した場合に支給 2,000円～9,000円	異	支給区分 支給額	—	—
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100	同	—	—	—
管理職手当	管理職にある者に支給 ※減額措置(1/2)を実施 24,000円～32,000円	異	支給区分 支給額	*	*
寒冷地手当	世帯主で扶養親族あり 17,800円	同	—	288千円	58千円
	世帯主で扶養親族なし 10,200円				
	その他の職員 7,360円				

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は「*」としている。